

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について

(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正関係)

平成 23 年 3 月
労災補償部労災管理課

1 改正の趣旨

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 3 号及び労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 26 条に基づき、社会復帰促進等事業として、短時間労働者について医師等による健康診断を実施する事業主に対し「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を支給している。

今般、昨年の省内事業仕分けの結果を踏まえ、当該助成金と「中小企業雇用安定化奨励金」を整理・統合し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設することに伴い、支給対象事業主の追加及び字句整理など、所要の改正を行う。

◇ 均衡待遇・正社員化推進奨励金

：短時間労働者又は有期契約労働者について、正社員と共通の処遇制度や正社員転換制度、健康診断制度等を導入した事業主に対して、奨励金を支給するもの。

2 改正の内容

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、有期契約労働者に対して医師又は歯科医師による健康診断を実施する事業主を支給対象として追加すること。

※ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成 5 年労働省令第 34 号）においても、本省令（案）において当該奨励金関係の改正を行う。

3 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日